

平成二十年四月二十二日受領
答弁第二九三号

内閣衆質一六九第二九三号

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した際に暴行を受けたとする外務省職員並びに暴行を働いたとされる衆議院議員への外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

一から七までについて

先の答弁書（平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二五六号）一から六までについて等で述べているとおり、御指摘の訪問団の出発式において、御指摘の訪問団の団長から苗木の持込みについて発言があり、御指摘の者はこの時点で初めて苗木の持込みについて知らされたと承知している。また、苗木の持込み及び植樹については、御指摘の四島交流事業の実施団体において作成されたと承知する御指摘の訪問団の具体的な行程を記載した日程表に明記されていなかったと承知しており、また、北海道庁から事前に協議を受けていなかった。外務省としては、本件に関する外務省及び御指摘の職員の対応に問題があったとは考えていない。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、御指摘の者から提出された当時の報告書（以下「報告書」という。）又は外務省が保存している文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。

八から十九までについて

先の答弁書（平成二十年四月十一日内閣衆質一六九第二五六号）七から十二まで、二十三、二十六及び二十七について等で繰り返し述べているとおり、外務省として御指摘の事実があったと考えるのは、主に報告書及び診断書から判断したものである。報告書には、御指摘の議員の対応が具体的に記載されており、御指摘の事実は十分な客観性を有していると考えている。外務省としては、御指摘の者は、御指摘の四島交流事業終了後の適切な時期に医師の診察を受けたと承知している。その他のお尋ねについては、御指摘の四島交流の枠組みの下での訪問が行われてから既に十年以上の年月が経過しており、また、報告書又は外務省が保存している文書からは明らかでなく、お答えすることは困難である。